

# LPガスライフ 天災地変特認支援金申請

規約及び  
業務処理要領

平成25年10月1日

一般社団法人 全国LPガス協会

## 目 次

	ページ
天災地変 規約	1
天災地変 業務処理要領	2

以 上

# 天災地変規約

本規約第18条（適用除外）第2項及び第3項の定めにより、地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水、竜巻、雷等の天災地変により加入者本人及びその従業員が人的物的損害を被ったときは、理事会で審議し、特に認めた場合は支援金を贈呈する。ただし、当該支援金の支払額を制限或いは減額又は支払いを中止することができる。

なお、規約第30条（時効）の規定にかかわらず、天災地変の場合の支援金を請求する権利は、事故発生日から1年とする。

## （1）対象者

加入者本人及び現にLPガス業務に従事している従業員に限るものとする。

## （2）対象となる損害

地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水、竜巻、雷等により加入者本人及びその従業員が人的（死亡、外傷）及び物的（店舗、家屋、家財その他が焼失、倒壊、流失、浸水等）損害を被ったとき。

## （3）支援金の基準及び限度（1口契約につき）

### ①. 人的損害に対する支援金

加入者本人及び従業員が死亡したときは1人につき5万円を贈呈する。

また、加入者本人、従業員が負傷（外傷のみ。）したときは、1人につき入院支援金（1日につき2,000円）、通院支援金（1日につき750円）を合算して、5万円を限度として贈呈する。

### ②. 物的損害に対する支援金

加入者本人及び従業員の物的損害に対しては1人につき、5万円を限度とし、下表のとおり支援金を贈呈する。

ただし、損害額が10万円未満の場合は対象としない。

（注）2口契約の場合の支援金額は、上記金額の2倍とする。

物的損害に対する贈呈基準と支援金額（1口契約につき）

	損害程度	支援金額
損 害 額	1,000万円以上	5万円
	700万円以上～1,000万円未満	4万円
	400万円以上～700万円未満	3万円
	100万円以上～400万円未満	2万円
	10万円以上～100万円未満	1万円

（注）2口契約の場合の支援金額は、上記金額の2倍とする。

附 則 1. 本規約は、平成24年10月1日より実施する。

附 則 2. 本規約は、平成25年10月1日より改定実施する。

## 天災地変・業務処理要領

規約第18条（適用除外）第2項及び第3項の定めにより、地震、噴火、津波、台風、大雨、洪水、竜巻、雷等により加入者本人及び現にLPガスに従事している従業員本人が人的物的損害を被ったときは、県協会は加入者と協力して次のとおり被害の調査、査定及び支援金の申請に関する業務を行う。

### 1. 天災地変支援金

#### （1）支援金の種類

##### ①. 人的支援金

死亡又は負傷（外傷のみ。）した場合。

##### ②. 物的支援金

店舗、自宅、家財その他が焼失、倒壊、流失、浸水等の損害を被った場合。

#### （2）被害の通報

①. 加入者は、被害が発生したときは直ちに県協会へ通報する。

②. 通報をうけた県協会は加入者が本制度に加入しているか確認する。

③. 被害通報は、少なくとも事故発生後1月以内に行うものとし、余り軽微な事故は取り上げないこととする。

④. 被害通報及び支援金申請が、事故発生日から1年以上経っているときは、天災地変規約により支援金の贈呈を行わないものとする。

#### （3）被害調査及び被害証明書の作成等

被害現場の調査等は、地区長、事業所、県協会職員等で行う。

#### （4）支援金の請求書類

①. 天災地変特認支援金申請書（様式8・県協会が作成。）

②. 天災地変の特認申請書付帯明細書（様式9・加入者（事業所）が作成。）

③. 家屋家財等の被害については、修繕費用の領収書・見積書等

④. 死亡の場合は、医師の死亡診断書又は弔慰金贈呈対象者が死亡したと分かる書類等  
※死亡診断書等の発行手数料は申請者の自己負担とする。

⑤. 負傷（外傷のみ。）の場合は、医師の診断書

（入院、通院日数を明確に記入してもらうこと。）

※診断書等の発行手数料は申請者の自己負担とする。

（注）物損の場合の査定額は、天災地変規約に記載してある支援金額とする。

## 2. 県協会における査定

(1) 県協会は加入者から提出された申請書類に基づき、天災地変規約に則り査定し、その決定額を申請書(様式8)に記入し、全L協へ請求する。

(2) 申請書(様式8)は1加入者に対し、1枚作成する。

## 3. 全L協における査定

(1) 全L協は、県協会から提出された関係書類により審査し、理事会の承認を得て、県協会へ支援金を送金する。

以 上